

議案第27号

平成22年度鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成22年度鳥取県の就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94,045千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成23年2月14日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 16,002
	1 国 庫 貸 付 金	16,002
2 繰 入 金		78,043
	1 一 般 会 計 繰 入 金	8,120
	2 特 別 会 計 繰 入 金	69,923
歳 入 合 計		94,045

歳 出		
款	項	金 額
1 就農支援資金貸付事業費		千円 94,045
	1 就農支援資金貸付事業費	94,045
歳 出 合 計		94,045

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	千円 16,002	政府の定める方法による。	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項に定める方法による。
計	16,002			